# 身体障がい者補装具費支給制度のご紹介

## 補装具とは

身体障がいを患う方の失われた機能を補うために使われる用具を指します。身体障がい者の職業や日常生活の能率の向上を図ることを目的として使用します。

## 補装具費支給制度とは

身体障がい者が日常生活を送る上で必要な補装具の購入または修理に必要な費用の一定額を支給する制度です。

## 補装具の種類

**義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、歩行器など**

（車椅子の場合は下肢や体幹機能障がい、補聴器の場合は聴覚障がいなど、障がいがある部位に対しての支給制度であり、障がいがない部位に対しての支給申請は受付することができませんのでご注意ください。）

## 利用者負担について

課税世帯の方には原則として申請額の１割を負担していただきます。（補装具ごとに設定されている基準額を上回る場合については、基準外の額を利用者が負担。）また、世帯の所得により、以下の負担上限月額が設定されるため、基準額以内での申請であれば、上限額以上の負担をしていただくことはありません。

| 負担上限月額 | |
|---|---|
| 市町村民税課税世帯 | 37,200円 |
| 市町村民税非課税世帯<br>生活保護世帯 | 0円 |

※障がい者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外とさせていただきます。

※補装具の種類や申請状況によって必要な書類が異なる場合がございますので、詳細は、豊浦町総合保健福祉施設やまびこ内の保険福祉係（☎ 83-2408）へお問い合わせください。

## 今月の手話 ～第14回目～

このコーナーでは毎月、日常で使える簡単な手話をご紹介しています。

今月はやまびこ保険福祉係の菅原彩加です。

### 「お待ちください」

Aは「待つ」、Bは「頼む」という意味もあります。

A

右手の指の背をあごの下に当てたあと

B

顔の正面でひらいた右手を斜めに構え、頭と一緒に切るように下げます。